

第1回ごみ処理手数料審議会
議事資料

ごみ処理の広域化処理に伴う ごみ処理手数料の審議について

長野広域連合環境推進課
令和3年5月26日

1 ごみ処理の現状と広域化計画

(1) 長野広域連合とは

長野広域連合は、9市町村(長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町)で組織する特別地方公共団体です。

老人福祉施設の運営、介護認定審査、障害程度区分認定審査、広域のごみ処理対策等、市町村が共同で行う方が、より効果的と考えられる事業を実施しています。

長野広域連合を構成する9市町村

【ごみ処理は小布施町を除く8市町村】



人口 543,672人
(532,968人)

世帯数 209,808世帯
(206,277世帯)

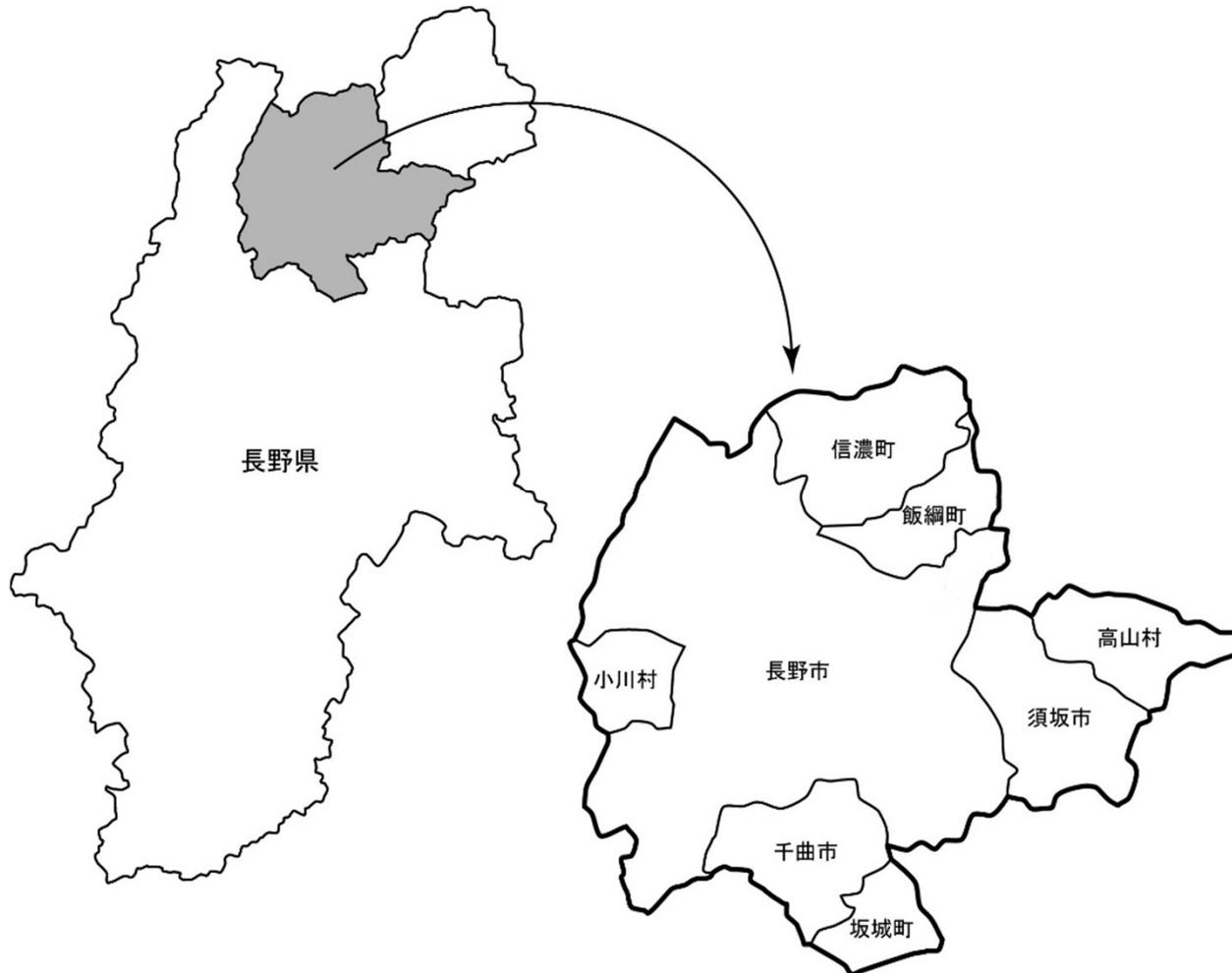
面積 1,558.00km²
(1,538.88km²)

出典：平成27年国勢調査結果（総務省統計局）
()内は、小布施町を除いた数字

(2)ごみ処理広域化の対象区域

対象地域は、本連合管内のうち、小布施町を除いた関係市町村の行政区域全域としています。

《長野市、須坂市、千曲市、坂城町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町》



(3) ごみ焼却施設の現況

設置主体	施設名称	施設型式	稼働年月	施設規模(t/日)	1炉の能力(t/日)	炉数(炉)	熱利用状況等
長野広域連合	ながの環境エネルギーセンター	全連続式ストーカ炉	H31.3	405	135	3	<ul style="list-style-type: none"> ・場内電力供給、売電 ・構内道路融雪 ・場内冷暖房、場内給湯 ・場外熱供給
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	全連続式ストーカ炉	S54.7	80	80	2 交互運転	<ul style="list-style-type: none"> ・場内給湯・場内暖房

(4) 最終処分場の現況

設置主体	施設名称	形態	埋立開始年月	埋立面積(m ²)	埋立容量(m ³)
信濃町	柵形不燃物最終処分場	安定型	S55.4	8,028	21,320
長野広域連合	エコパーク須坂	管理型	R3. 2	16,700	85,000

(5) 関係市町村のごみ処理経費

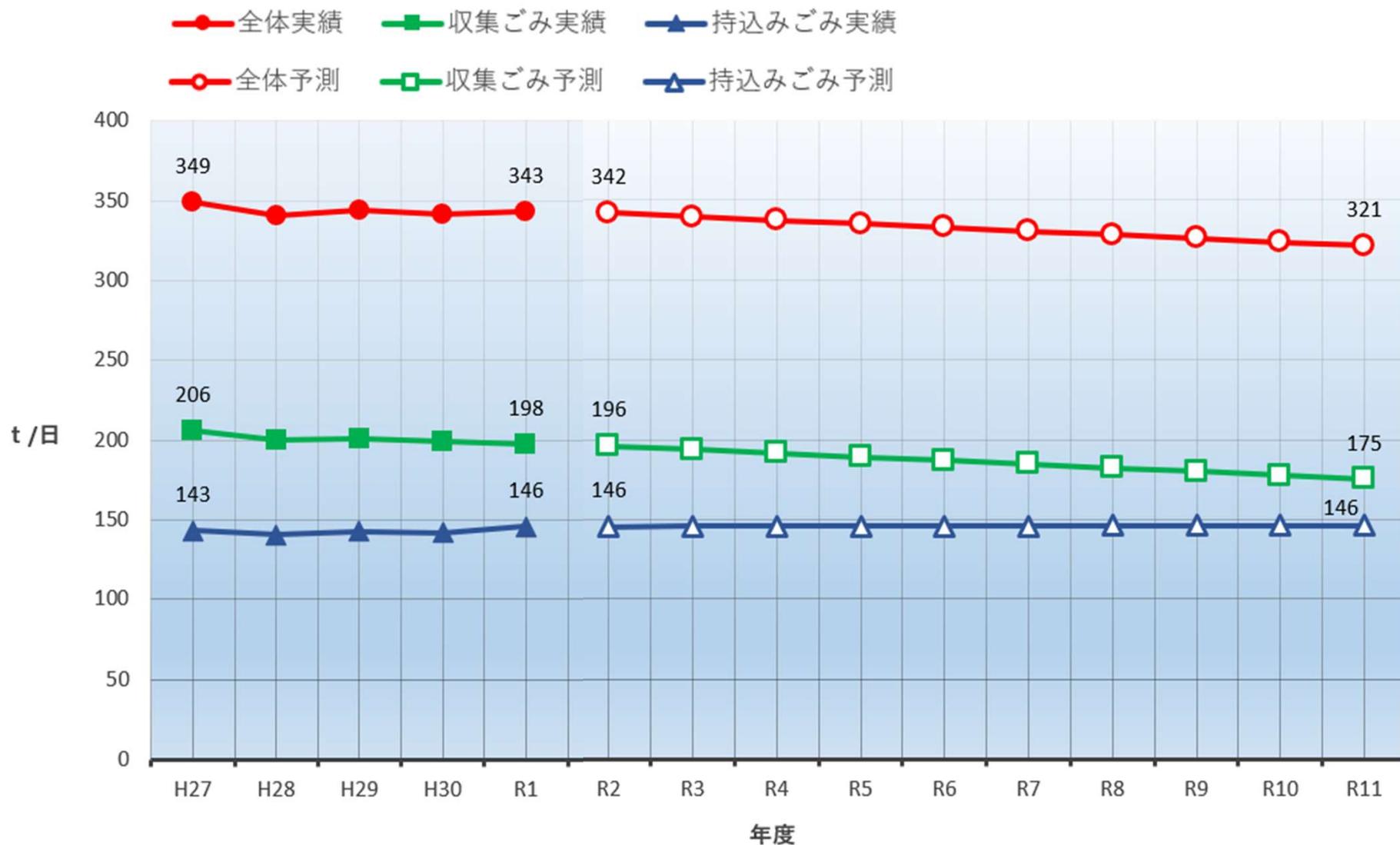
一般会計とごみ処理経費の割合(令和元年度)

環境省一般廃棄物処理実態調査結果より

	一般会計歳出 決算額(千円)	ごみ処理経費 (千円)	ごみ処理経費 の割合(%)
長野市	163,647,738	5,167,095	3.2
須坂市	24,742,456	503,079	2.0
千曲市	29,770,184	755,629	2.5
坂城町	6,813,991	216,412	3.2
高山村	4,250,707	89,087	2.1
信濃町	5,419,629	77,701	1.4
小川村	3,017,514	38,952	1.3
飯綱町	8,432,224	79,569	0.9
合 計	246,094,443	6,927,524	2.8

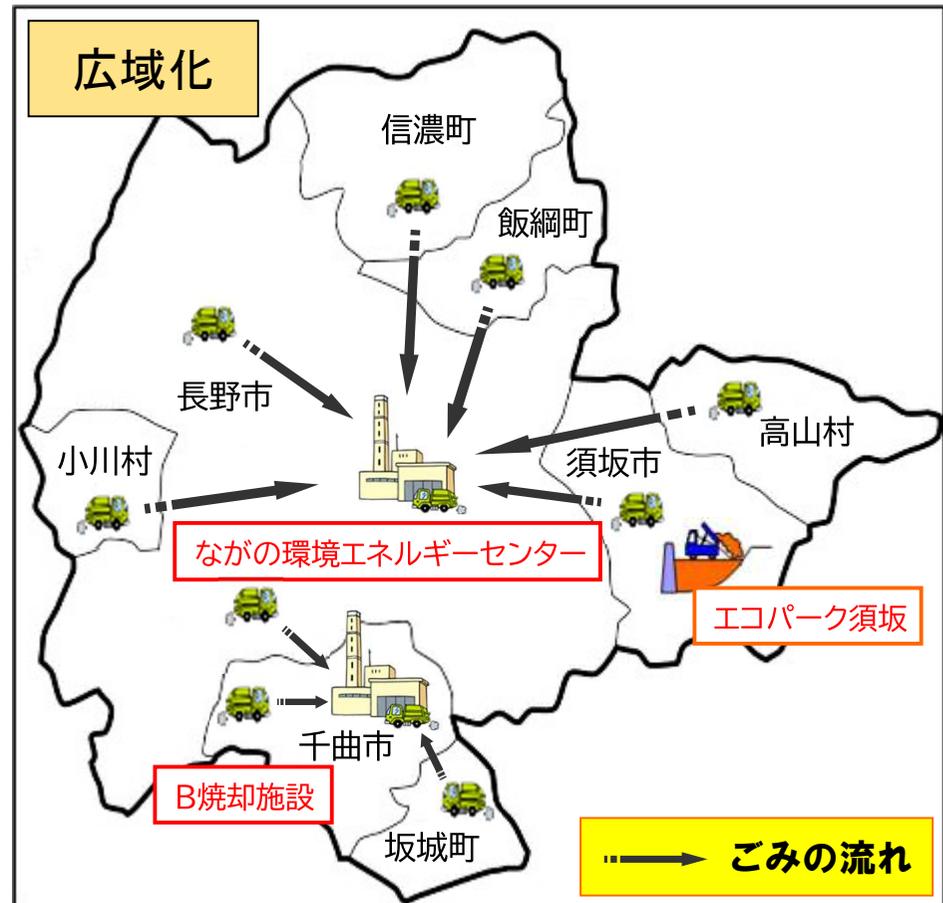
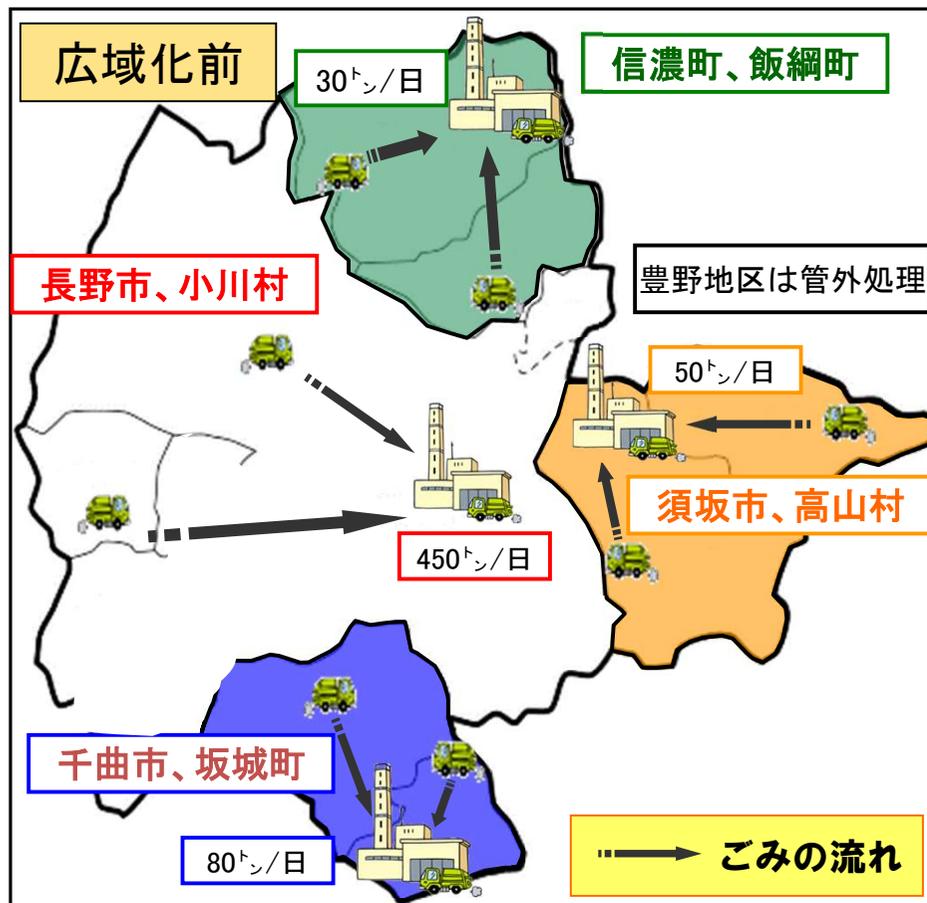
(6) 広域連合管内の可燃ごみ量の動向

本連合管内におけるごみ量は、現状、微減傾向にあり、人口減少等により将来も微減傾向が続くと推計されています。



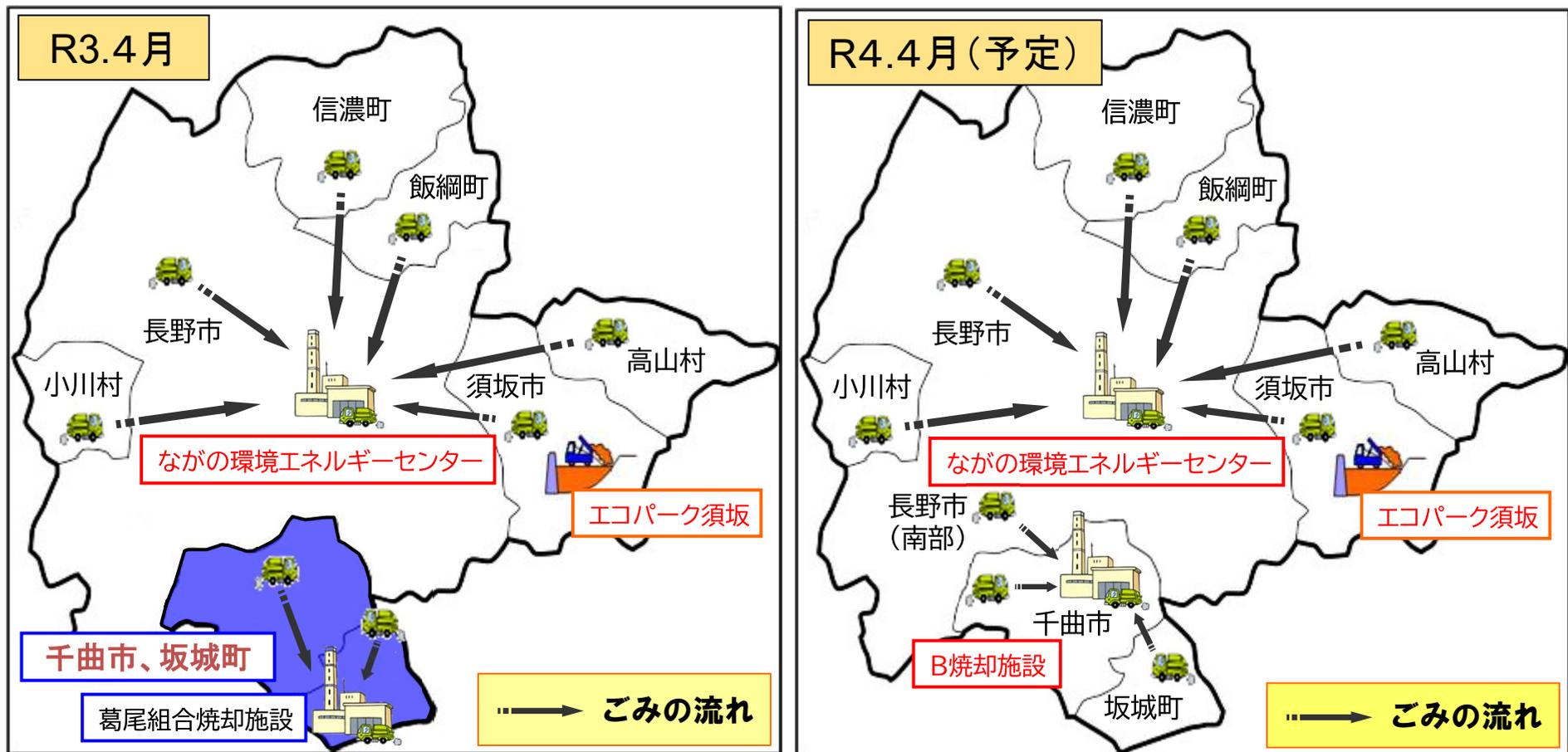
(7)-①ごみ処理体制の広域化計画

- ▶ 広域化以前、長野広域連合管内の8市町村(小布施町を除く)では、長野市清掃センターをはじめとする焼却施設で、可燃ごみの処理を行っていました。
- ▶ 広域化により、管内の既存ごみ焼却施設4施設を集約し、ごみ焼却施設2施設及び最終処分場1施設を新たに整備しています。



(7)-②ごみ処理体制の現状と広域化計画

- ▶ 令和3年4月現在、長野広域連合管内の8市町村(小布施町を除く)では、6市町村(長野市、須坂市、高山村、信濃町、小川村、飯綱町)の可燃ごみをながの環境エネルギーセンターで処理を行っています。千曲市、坂城町の可燃ごみは葛尾組合で焼却処理しています。なおB焼却施設は現在、建設中です。



(8)ごみ処理広域化の流れ

平成9年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省が「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」を策定し、同年5月に都道府県に対し「ごみ処理の広域化計画」の策定を通知 <ul style="list-style-type: none"> → 一定規模(100t)以上の全連続炉への集約(広域化)の推進
平成9年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・県が市町村長等に10広域圏ごとの「ごみ処理広域化計画」の策定を通知
平成12年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・長野広域行政組合(現長野広域連合)が「長野地域ごみ処理広域化基本計画」を策定 <ul style="list-style-type: none"> → 現計画はH27.3改定で、H27～41年度の計画
平成15年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会から「建設場所の選定について」報告 <ul style="list-style-type: none"> → 焼却施設(長野市及び更埴ブロック)・最終処分場(須高ブロック)
平成17年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市がA焼却施設の建設候補地を松岡二丁目に選定(25年1月地元同意)
平成21年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・千曲市がB焼却施設の建設候補地を屋代字中島に選定(29年3月地元同意)
平成21年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・須坂市が最終処分場の建設候補地を仁礼町旧土取場に選定(27年10月地元同意)

(9)ごみ処理広域化のメリット

■ 環境負荷の低減

施設の統合・集約化、排ガスの高度処理を行うことにより、ごみの安定燃焼が可能となり、環境負荷の低減が図られます。

■ エネルギーの有効利用

一定規模以上の施設で連続的にごみを燃やすことによって、発生する熱を利用した発電などが効率よく行えるようになります。

■ ごみ処理経費の縮減

各市町村が単独で施設を整備するよりも、建設費や維持管理費を減らすことができます。

(10) 広域化によるごみ処理システム

① ごみ焼却施設の役割

関係市町村から排出される可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、関係市町村等のリサイクル施設等から排出される可燃残さ、不燃残さの焼却処理と溶融処理を行います。

② 最終処分場の役割

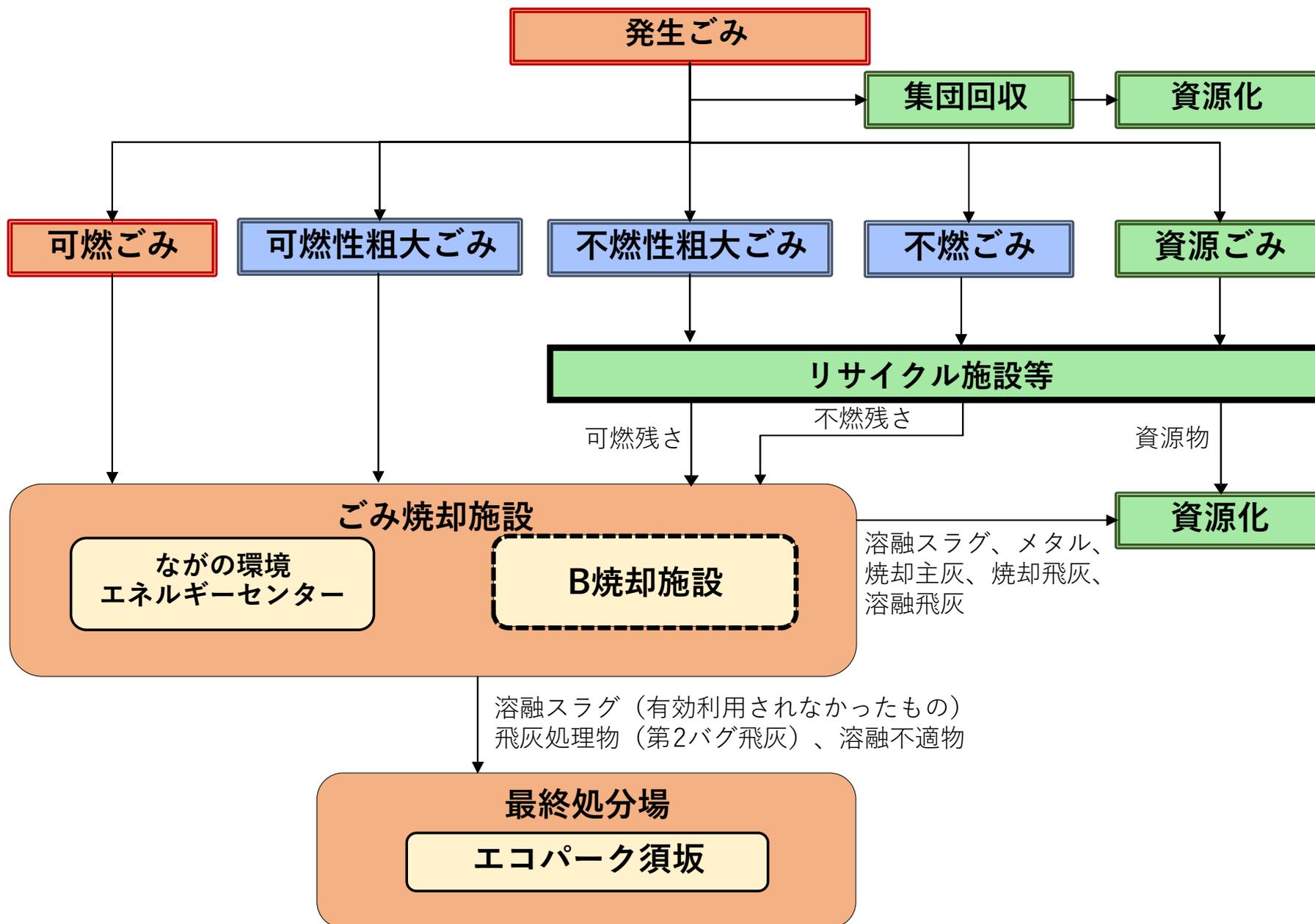
溶融スラグのうち有効利用されなかったもの、飛灰処理物及び溶融不適物を埋立処分します。

- 焼却灰等は溶融処理により埋立物の減容化を図るとともに、溶融スラグは本連合管内において積極的に有効利用を図るものとします。
- 焼却灰及び焼却飛灰の一部を民間施設において資源化し、さらなる最終処分量の削減を図るものとします。

※ 溶融スラグ 主灰及び飛灰を高熱処理で溶融し、固化したもの

※ 飛灰処理物 排ガス処理において中和反応した際に分離され固化したもの

※ 溶融不適物 主灰から取り除いた溶融の対象とならないもの(金属殻等)



2 ごみ処理施設について

(1) ながの環境エネルギーセンター [長野市大豆島地区]

これまでの経過

- | | |
|---------|--------------------|
| H17年11月 | 長野市が建設候補地を松岡2丁目に選定 |
| H20年11月 | 環境影響評価方法書を公告・縦覧 |
| H23年7月 | 環境影響評価準備書を公告・縦覧 |
| H24年2月 | 環境影響評価書を公告・縦覧 |
| H25年1月 | 地元同意 |
| H25年3月 | 地元区と基本協定締結 |
| H26年11月 | 事業者募集公告 |
| H27年7月 | 特定事業契約締結 |
| H28年4月 | 地元区と工事協定締結 |
| H28年5月 | 建設工事着工 |
| H30年10月 | 試運転開始 |
| H31年3月 | 本稼動開始 |



① 事業方式と運営委託期間

公設民営(DBO方式)	施設の設計、建設、運営を民間事業者が行う方式
運営委託期間	平成31年3月1日から令和21年3月31日までの20年1か月

② 契約概要

契約名	契約の相手方	契約金額(税込)
工事請負契約	日立造船・北野建設特定建設工事共同企業体	27,349,760,485円
運営業務委託契約	株式会社 EcoHitzなごの	12,327,408,500円

③ 施設概要

◆ 処理方式	・焼却炉(全連続燃焼式ストーカ炉) ・灰溶融炉(プラズマ式)
◆ 処理性能	・焼却炉 405トン/日(135トン×3) ・灰溶融炉 22トン/日(22トン×2うち予備1)
◆ 排ガス処理	・ろ過式集じん器＋活性炭・消石灰吹込み＋触媒脱硝
◆ 施設の大きさ	・(工場棟) 概ね 100m×85m(地下2階、地上5階建て) ・工場棟高さ 約30m ・煙突高さ 80m
◆ 余熱利用	・蒸気タービン発電機(7,910kW)、場外余熱利用(温水)
◆ 敷地面積	・約4ha

(2) B焼却施設 [千曲市屋代地区]

これまでの経過と予定

H21年8月	千曲市が建設候補地を屋代字中島に選定
H24年2月	環境影響評価方法書を公告・縦覧
H26年9月	環境影響評価準備書を公告・縦覧
H27年4月	環境影響評価書を公告・縦覧
H28年3月	屋代第五区が建設に同意
H28年8月	事業実施に向けアドバイザー支援業務開始
H29年3月	屋代第六区が建設に同意 屋代第五区、第六区と建設 に係る基本協定締結
H29年4月	実施方針、要求水準書(案) を公表
H29年12月	建設及び運営する事業者 を決定
H30年8月	特定事業契約締結
R1年5月	建設工事着工
R3年10月	試運転開始(予定)
R4年4月	本稼働開始(予定)



① 事業方式と運営委託期間

公設民営(DBO方式)	施設の設計、建設、運営を民間事業者が行う方式
運営契約期間	令和4年4月1日から令和24年3月31日までの20年間

② 契約概要

契約名	契約の相手方	契約金額(税込)
工事請負契約	クボタ環境サービス・守谷商会特定建設工事共同企業体	9,221,904,000円
運営業務委託契約	ちくま環境サービス株式会社	8,690,000,000円

③ 施設概要

◆ 処理方式	・焼却炉(全連続燃焼式ストーカ炉) ・灰溶融炉(回転式表面灰溶融炉)
◆ 処理性能	・焼却炉100トン/日(50トン×2)・灰溶融炉 10トン/日(10トン×1)
◆ 排ガス処理	・ろ過式集じん器＋活性炭・消石灰吹込み＋無触媒脱硝
◆ 施設の大きさ	・(工場棟) 概ね 3,800㎡・工場棟高さ 約28m ・煙突高さ 59m
◆ 余熱利用	・蒸気タービン発電機(1,990kW)、場外余熱利用(温水)
◆ 敷地面積	・約 2.8ha

(3) 最終処分場「エコパーク須坂」〔須坂市仁礼町区〕

これまでの経過

- H21年8月 須坂市が新たに建設候補地を仁礼町(旧土取場)に選定
- H24年9月 生活環境影響調査(25年8月まで)
- H27年10月 地元同意
- H27年12月 協定書締結
- H28年2月 用地測量
- H28年3月 基本設計発注
- H29年6月 実施設計発注
- H30年5月 工事請負契約締結
- H30年7月 建設工事着工
- R3年2月 埋立開始



① 契約概要

契約名	契約の相手方	契約金額(税込)
最終処分場建設 工事	戸田・守谷・北條・マツナガ特定建設工事共同企業体	2,115,007,400円
浸出水処理施設建設 工事	共和化工・須坂土建・村山建設特定建設工事共同企業体	1,491,404,000円
運營業務委託契約	トーヨークエイ株式会社(代表企業) 飯山陸送株式会社(構成企業) 契約期間:令和2年12月16日から令和8年3月31日まで (運営期間:令和3年2月1日から令和8年3月31日までの 5年2か月)	405,658,000円

② 施設概要

◆ 敷地面積	・約10.6ha
◆ 埋立面積	・約16,700m ²
◆ 埋立容量	・約85,000m ³
◆ 浸出水処理能力	・60m ³ /日
◆ 浸出水調整槽	・3,000m ³
◆ 埋立物	・溶融スラグ、脱塩飛灰(反応飛灰)、溶融不適物

3 広域化処理に伴う経費負担、ごみ処理量等

(1)ごみ処理施設の広域化による市町村負担

長野広域連合が設置するごみ処理施設の建設及び運営経費は、関係市町村が長野広域連合規約に定められた負担割合により負担します。

ごみ処理施設の建設に要する経費	人口割	ごみ量割
	10%	90%
ごみ処理施設の管理及び運営に要する経費	ごみ量割	
	100%	

- ごみ量割の基礎となるごみ量は、予算の属する年度の前々年度中に処理した可燃ごみの重量
- ごみ処理施設の建設に要する経費とは、用地費(借地権の取得及び造成に要する経費を含む。)、建設に係る工事費(外構工事等を含む。)、設計、監理等の委託料及び初度調弁の経費
- ごみ処理施設の管理及び運営に要する経費とは、ごみ処理施設の運転に要する経費、維持補修費、人件費その他の経費

(参考資料) 令和3年度予算における関係市町村の負担割合

	長野市	須坂市	千曲市	坂城町	高山村	信濃町	小川村	飯綱町	合 計
人 口 (人)	368,226	49,445	58,851	14,110	6,555	7,585	2,290	10,194	517,256
割 合 (%)	71.2	9.5	11.4	2.7	1.3	1.5	0.4	2.0	100.0
ごみ量 (t)	97,550	10,837	13,795	4,235	853	1,778	339	1,727	131,114
割 合 (%)	74.4	8.3	10.5	3.2	0.6	1.4	0.3	1.3	100.0

- 人 口 令和2年10月1日現在
- ごみ量 令和元年度ごみ処理量の実績

(2) 広域化による焼却施設のごみ処理量

ごみ処理量は令和2年度の実績

ごみ処理施設	排出される市町村	可燃ごみ(トン)		
		収集	直接持込	計
長野広域連合 ながの環境エネルギー センター	長野市(南部除く)	44,868	40,436	85,304
	須坂市	6,693	3,695	10,388
	高山村	771	239	1,010
	信濃町	1,179	473	1,652
	小川村	318	19	337
	飯綱町	1,328	488	1,816
ながの環境エネルギーセンター 合計 ①		55,157	45,351	100,508
収集と直接持込の割合		54.9%	45.1%	100.0%

葛尾組合焼却施設	千曲市	7,793	5,337	13,130
	坂城町	2,269	1,790	4,060
計		10,062	7,128	17,190
長野広域連合 ながの環境エネルギー センター	長野市(南部)	7,794	0	7,794
B焼却施設 合計 ②		17,856	7,128	24,984
収集と直接持込の割合		71.5%	28.5%	100.0%

広域連合ごみ焼却施設 合計(①+②)		73,013	52,479	125,491
収集と直接持込の割合		58.2%	41.8%	100.0%

- ごみ処理手数料は、直接持込された可燃ごみに対し、受益者負担をいただくものです。
- 広域連合ごみ焼却施設全体では、約4割が直接持ち込まれるごみと見込まれます。

4 ごみ処理手数料審議会の協議予定

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	
審議会	3月 ・諮問	9月 ・答申			5月 ・諮問 (第1回)	8月 (第2回)	9月 ・答申		
	【第1期審議会】(任期2年) (H30.3.26 ~ R2.3.25)				【第2期審議会】(任期2年) (R3.5.26~R5.5.25)				
広域連合 議会		11月 ・議会 (ごみ処理 手数料制定)					11月 ・議会		
ながの環境 エネルギーセンター (長野市)	整備期間 (H27.7~H31.2)		本稼働(H31.3~)						
(仮称)B焼却施設 (千曲市)			整備期間(R1.5~R4.3)					・本稼働(4月)予定	
エコパーク須坂 (最終処分場) (須坂市)			整備期間(H30.7~R3.2)		・本稼働(R3.2~)				

ごみ処理手数料の改定を議会で決定

➤ B焼却施設稼働に伴い、公平性を図るため手数料を見直し、2施設とも同額の料金とします。

5 ごみ処理手数料の審議の論点

ごみ処理手数料の算定に当たり、次のことについて、御審議いただきます。

(1) 算定に当たり考慮すること

- ごみ処理原価に対する受益者負担割合の妥当性
- B焼却施設稼働に伴う処理原価への影響
 - 前回算定時、B焼却施設の処理原価は除外としていた。
 - 今回はB焼却施設を含め処理原価を算定する。

(2) 既存ごみ焼却施設を考慮

➤ 各施設の可燃ごみ処理手数料(消費税含む)

(令和3年4月現在)

施設名	手数料単価
長野広域連合 ながの環境エネルギーセンター	160円／10kg
葛尾組合焼却施設	400円／20kg

(3) 既存施設のごみ処理手数料の状況(県内の施設)

(令和3年4月現在)

団体名	施設名称	処理手数料
北信保健衛生施設組合	東山クリーンセンター	家庭系90円/10kg 事業系180円/10kg
上田地域広域連合	上田クリーンセンター	400円/20kg、超過分200円/10kg
	東部クリーンセンター	
	丸子クリーンセンター	
諏訪南行政事務組合	諏訪南清掃センター	150円/10kg(事業系のみ。一般家庭は無料)
湖周行政事務組合	諏訪湖周クリーンセンター	家庭系110円/10kg、事業系160円/10kg

上伊那広域連合	上伊那クリーンセンター	家庭系400円/20kg、20kg超200円/10kg 事業系400円/10kg
南信州広域連合	稲葉クリーンセンター	180円/10kg
木曽広域連合	木曽クリーンセンター	130円/10kg
松塩地区広域施設組合	松本クリーンセンター	150円/10kg 10kgを越える場合は5kg未満は端数切り捨て、5kg以上10kg未満は、切り上げて10kgとして計算
穂高広域施設組合	穂高クリーンセンター	220円/10kg
北アルプス広域連合	北アルプスエコパーク	200円/10kg
小諸市	クリーンヒルこもろ	100円/10kg 個別の手数料 切断する粗大ごみ:1個あたり100円 破砕する粗大ごみ:1個あたり300円 解体する粗大ごみ:1個あたり1000円

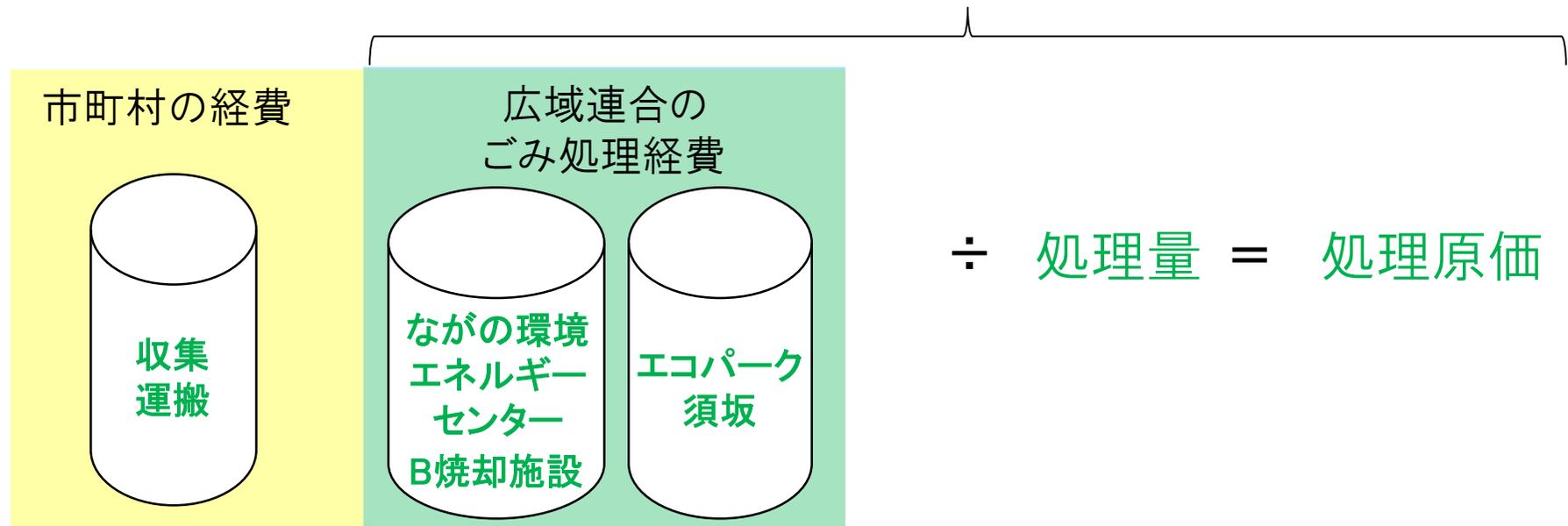
(4) ごみ処理手数料の算定にあたって

ごみ処理原価

ごみ処理手数料を算定するため、次のとおりごみ処理原価を算出します。

- ① ごみ処理経費の予測
- ② ごみ処理量の予測
- ③ $\text{ごみ処理経費} \div \text{ごみ処理量} = \text{ごみ処理原価}$
- ④ 家庭系のごみ収集運搬経費は、市町村の経費

算出するごみ処理原価



(5) ごみ処理原価の算定方法

算定基準

ごみ処理原価の算定方法には、次の方法があります。

① 一般廃棄物会計基準(環境省)

国(環境省)が市町村のごみ処理原価算定のため、策定したもの

② 全国都市清掃会議基準(全国都市清掃会議)

公益社団法人全国都市清掃会議が市町村のごみ処理原価算定のため、策定したもの

③ 自治体による独自の基準

(6)長野広域連合のごみ処理原価の算定

① 採用する算定基準

- 一般廃棄物会計基準(環境省)

② 採用する理由

- 国が作成した一般廃棄物会計基準に従って作成することにより、公平公正な原価が算出できるため
- ごみ処理手数料の見直しに当たり、ごみ処理原価は統一した基準で継続した原価の算定が求められるため
- 前回ごみ処理手数料算定の際に採用しているため
(H30審議会にて、R1～R3ごみ処理原価算定)

③ 算定する期間

- 今回のごみ処理原価の算定範囲は、R4からR6年度までの3年間とします。

6 ごみ処理量の見込み

(単位：トン)

年度	R4	R5	R6
長野市	96,499	96,502	95,976
須坂市	10,354	10,327	10,242
千曲市	13,513	13,511	13,432
坂城町	4,103	4,083	4,039
高山村	841	838	831
小川村	326	320	314
信濃町	1,743	1,718	1,683
飯綱町	1,776	1,757	1,727
合計	129,155	129,056	128,244

(1)原価計算の対象となる経費

① 物件費

「減価償却費」、「委託料もしくは組合負担金」、「その他の物件費」等

減価償却費の対象となる減価償却資産には、当該施設に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用、建設中の起債利息を含む。運転業務委託費はその他の物件費とする。

② 人件費

「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」、「その他の人件費」

③ 経費

「公債費(元本を除く)」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」、「その他の経費」

(2) ごみ処理原価の試算(消費税含む)

項目	単位	R4	R5	R6
①物件費	円/t	15,824.8	15,839.8	15,942.4
②人件費	円/t	248.5	248.7	250.3
③経費	円/t	907.8	876.0	792.1
合計	円/t	16,981.0	16,964.5	16,984.8
	円/10kg	169.8	169.6	169.8
※3年間の平均 ごみ処理原価	円/10kg	169.8		

8 答申に向けた審議の進め方

- ① 本日の協議内容を踏まえ、事務局でごみ処理手数料(案)を作成し、次回審議会の開催前までに送付いたします。
- ② 次回の審議会では、ごみ処理手数料(案)について御審議いただいた上で答申案をいただきたいと考えておりますが、必要に応じて次回以降の審議会の開催をお願いする場合があります。
- ③ 次回審議会は、令和3年8月上旬までの開催を予定しています。